函南町告示第34号

　函南町介護予防・生活支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

　　平成30年４月13日

函南町長　　仁科　喜世志

　　　函南町介護予防・生活支援事業費補助金交付要綱

第１　趣旨

町長は、介護予防及び地域の支え合いを推進するため、介護予防・生活支援事業を実施する町内の団体に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、[函南町補助金等交付規則（昭和48年函南町規則第10号）](javascript:void(0);)及びこの要綱の定めるところによる。

第２　定義

　　この要綱において、介護予防・生活支援事業とは、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）第３の４(1)に規定する介護予防に資する体操等を行う住民主体の通いの場を充実させる事業をいう。

第３　補助の対象団体

この要綱において、補助の対象となる団体は、次の要件をすべて満たす団体とする。

ア　住民主体の運営により地域の支え合い体制づくりをめざす団体として、函南町社福祉協議会に登録すること。

イ　体操・レクリエーション・趣味活動・食事等介護予防に資する活動を行い、地域に活動の周知を行うこと。

ウ　活動１回当たりの参加者数は４人以上で、半数以上が65歳以上の町民とすること。

エ　参加者を特定せず、新たな参加希望者と共に活動すること。

オ　政治及び宗教に関する活動並びに営利目的の活動は行わないこと。

カ　活動回数・時間が、次のいずれかに該当すること。

（ア）月２回以上かつ1回１時間以上

（イ）月１回以上かつ1回３時間以上

第４　補助の対象及び補助額

1. 補助の対象

介護予防・生活支援事業に要する経費

1. 補助額

　団体の活動１回当たり1,000円とし、当該年度につき40,000円を限度とする。ただし、他の機関等から補助を受けているときは、補助の対象となる経費の額は、(1)に掲げる経費から当該補助を受けている額を控除した額とする。

第５　交付の申請

1. 提出書類　各１部

ア　交付申請書（様式第１号）

イ　事業計画書（様式第２号）

ウ　収支予算書（様式第３号）

エ　資金状況調べ（様式第４号）

1. 提出期限

別に定める日まで。

第６　実績報告

1. 提出書類　各１部

ア　実績報告書（様式第５号）

イ　事業実施報告書（様式第６号）

ウ　参加者名簿（様式第７号）

エ　収支決算書（様式第３号）

1. 提出期限

補助金交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の４月10日まで。

第７　請求手続

1. 提出書類　１部

請求書（様式第８号）

1. 提出期限

補助金交付確定通知書を受理した日から起算して10日を経過した日まで。

第８　概算払の請求手続

提出書類　各１部

ア　概算払請求書（様式第８号）

イ　資金状況調べ（様式第４号）

附　則

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。